

# 介護老人保健施設明生園

## 長期入所・短期入所・介護予防短期入所のご案内

### (重要事項説明書)

当施設はご契約者に対して介護保健施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

なお、当施設への入所は、原則として要介護認定を受けている方が対象となります。(短期入所は要支援より可) 説明を行うにあたり、ご利用希望者の介護保険証をご提示下さい。

### 目 次

- 1 施設の概要について
- 2 サービス内容について
- 3 利用料金について
- 4 サービスの利用方法について
- 5 施設を退所していただく場合（サービスの終了）
- 6 苦情の受付について
- 7 緊急時の対応について
- 8 事故発生時の対応について
- 9 非常災害時の対策
- 10 施設利用にあたっての留意事項

## 1 施設の概要について

施設名	医療法人ときわ会 介護老人保健施設 明生園		
所在地	青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田 2 - 1		
電話番号	0172-65-4066	F A X 番号	0172-65-4068
施設長(管理者)	山本 達生		

### (1) 施設の目的と役割

介護を必要とする本人と、その家族の方を支援することを目的としています。利用者の能力に応じ自立した生活を営むことを支援し、家庭復帰を目指すと共に、施設は明るく家庭的な雰囲気作りに努め、地域や家庭とのつながりを大事にします。

### (2) 施設の運営方針

1. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止または要介護状態になることの予防に努めるよう、その心身の状態を踏まえて適切な療養を行います。
2. サービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。
3. 利用者又は他利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為は行いません。やむを得ず拘束する場合は、利用者及び家族に説明し、医師の指示の下に行うと共に、その状態・拘束理由等を記録します。
4. 自ら提供するサービスの質を評価し、常に改善を図ります。

### (3) 入所定員及び主な施設設備

定員	100名	食堂及び機能訓練室	1室
療養室	4人部屋 24室	浴室	一般浴槽
	2人部屋 2室		中間浴槽 1台
診察室	1室		特殊浴槽 1台
談話室	1室		

\*施設に義務付けられているその他の設備も有しています

## (4) 施設の職員体制

職種		常勤	常勤換算	職務内容
施設長 (医師)		1名	1名	施設業務を統括管理する
医師		1名	1名	利用者の病状を把握し、利用者の診察・健康管理・保健衛生指導を行う
看護職員	師長	1名	1名	施設長の指示を受け、看護・介護業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する
	看護師	8名	8名	医師の診療補助、看護並びに利用者の衛生管理及び日常生活の援助を行う
	准看護師	3名	3名	
	看護職合計	11名	11名	
介護職員		33名	33名	利用者の日常生活の援助を行う
理学・作業療法士		3名	3名	利用者の機能回復の促進及び低下の予防を行う
支援相談員		1名	1名	利用者及び家族の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う
介護支援専門員		1名	1名	介護保険認定の手続き、施設サービス計画及び短期入所療養介護計画の作成等を行う
薬剤師		1名	0.3名	利用者の薬剤管理指導を行う
管理栄養士		1名	1名	栄養管理、栄養指導、食品の衛生管理、調理員の指揮監督を行う
調理員		9名	9名	調理業務を行う
総務	事務長	1名	1名	施設長の命を受け、事務等の業務をつかさどり、所属員を指揮監督する
	総務職員	3名	3名	会計、庶務、営繕等の総務を行う

\* 職員の配置については指定基準を遵守しています

## 2 サービス内容について

1. 食事・・・朝食：7時20分　　昼食：11時55分　　夕食：18時
2. 入浴
3. 排泄
4. 機能訓練
5. 健康管理
6. レクリエーション、クラブ活動等

\*年間行事予定、クラブ活動予定を1階エレベーター前に掲示しています

### 3 利用料金について

#### (1) 長期入所料金

(平成30年4月改正)

区 分		金 額	
介護保健施設サービス費 (I・iii) <多床室> ※負担割合が「2割」の方は 金額が「×2」となります。	要介護 1	日 額	771円
	要介護 2	日 額	819円
	要介護 3	日 額	880円
	要介護 4	日 額	931円
	要介護 5	日 額	984円
加 算 等 ※負担割合が「2割」の方は 金額が「×2」となります。	サービス提供体制強化加算		1日につき 18円
	夜勤職員配置加算		1日につき 24円
	初期加算		1日につき 30円
	栄養マネジメント加算		1日につき 14円
	療養食加算		1回につき 6円
	褥瘡マネジメント加算		1月につき 10円 (3月に1回を限度とする)
	短期集中リハビリテーション加算		1日につき 240円
	入所前後訪問指導加算 (I)		1回につき 450円
	退所時情報提供加算		1回につき 500円
	退所前連携加算		1回につき 500円
	訪問看護指示加算		1回につき 300円
	外泊時費用加算		1日につき 362円
	ターミナルケア加算 (死亡日以前4~3日)		160円
			(死亡日前日及び前々日) 820円
			(死亡日) 1,650円
	経口移行加算		1日につき 28円
	経口維持加算 (I)		1月につき 400円
	経口維持加算 (II)		1月につき 100円
	所定疾患施設療養費 (I)		1日につき 235円 (7日間を限度)
※介護職員処遇改善加算 (II) : 1月総単位に2.9%乗じた単位を加算			
食費 (利用者負担分)	第 1 段階	日 額	300円
	第 2 段階	日 額	390円
	第 3 段階	日 額	650円
	第 4 段階	日 額	1,380円
居住費 (利用者負担分)	第 1 段階	日 額	0円
	第 2 段階	日 額	370円
	第 3 段階	日 額	370円
	第 4 段階	日 額	370円

入所者が選定する特別な居室	2人部屋	1日につき	300円
入所者が選定する特別な食事	実費（基本サービス費相当額を控除した額）		
理美容代		1回	2,500円
私物の洗濯代	指定したビニール袋	1袋につき	324円
	タオルケット等	1枚につき	324円
入浴材料及びその洗濯		入浴1回につき	76円
手芸材料（希望される方）	材料代実費		
インフルエンザ予防接種費用	各市町村が定める額		

(2) 短期入所利用料金

(平成30年4月改正)

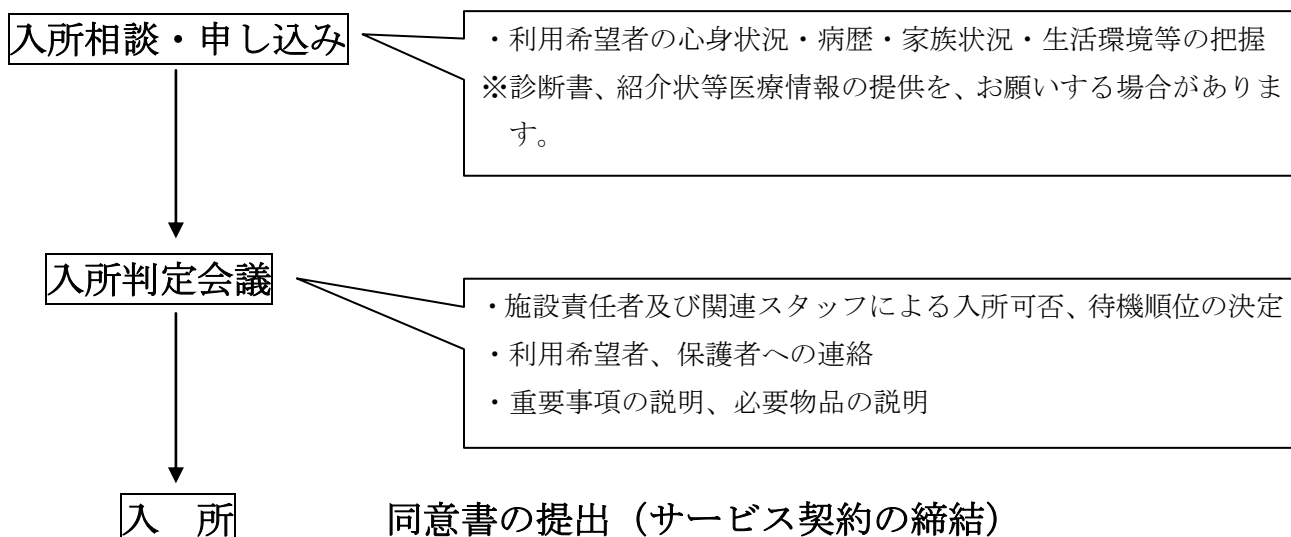
区分	金額		
介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ・Ⅲ） <多床室> ※負担割合が「2割」の方は 金額が「×2」となります。	要支援 1	日 額	611円
	要支援 2	日 額	765円
	要介護 1	日 額	826円
	要介護 2	日 額	874円
	要介護 3	日 額	935円
	要介護 4	日 額	986円
	要介護 5	日 額	1,039円
加算等 ※負担割合が「2割」の方は 金額が「×2」となります。	サービス提供体制強化加算	1日につき	18円
	夜勤職員配置加算	1日につき	24円
	緊急短期入所受け入れ加算（7日限度）	1日につき	90円
	送迎加算	片道	184円
	個別リハビリ加算	1日につき	240円
	重度療養管理加算	1日につき	120円
	療養食加算	1回につき	8円
	緊急時治療管理（月3日限度）	1日につき	511円
	※介護職員処遇改善加算（Ⅱ）：1月の総単位に2.9%乗じた単位を加算		
食費（利用者負担分）	第1段階	日 額	300円
	第2段階	日 額	390円
	第3段階	日 額	650円
	第4段階	日 額	1,380円
	朝・昼・夕の別 朝 400円 昼 450円 夕 530円		
居住費（利用者負担分）	第1段階	日 額	0円
	第2段階	日 額	370円
	第3段階	日 額	370円
	第4段階	日 額	370円

入所者が選定する特別な居室	2人部屋	1日につき	300円
入所者が選定する特別な食事	実費（基本サービス費相当額を控除した額）		
理美容代		1回	2,500円
私物の洗濯代	指定したビニール袋	1袋につき	324円
	タオルケット等	1枚につき	324円
入浴材料及びその洗濯		入浴1回につき	76円
手芸材料（希望される方）			材料代実費
インフルエンザ予防接種費用			各市町村が定める額

### (3) 料金の支払方法

- ・ 毎月5日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の10日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。
- ※領収書の再発行はしません。各種手続きで必要となる場合がありますので、3～5年程度の保管をお勧めいたします。必要時は再発行に応じますが、文書料として3千～5千円の実費がかかります。
- ・ お支払方法は現金、銀行振り込みの2つの方法があります。入所時にお選びください。

## 4 サービスの利用方法について



入所後は、利用者の心身の状況、病状、家族状況や生活環境に照らし、利用者が家庭へ復帰可能か、施設のさまざまな職種間で検討すると共に、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する為、施設サービス計画を作成します。

（おおむね3ヶ月ごとにカンファレンス開催）

施設サービス計画は、利用者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題や医師の治療方針に基づいて、サービス提供に当たる各職種間で協議して目標やその達成時期、サービス内容、注意すべき点が作成されます。作成後は利用者及び家族に対して説明、同意を得ることになります。

## \*守秘義務（個人情報の利用について）

当施設とその職員は、業務上知りえた利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、以下の場合の情報提供については、予め利用者及び保護者の方から同意を得たうえで行うこととします。

- ①入所判定会議における入所可否決定・待機順位の決定のための情報提供
- ②サービス計画作成時のスタッフ間での情報提供・共有
- ③介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供

## 5 施設を退所していただく場合（サービスの終了）

### （1）利用者からの解除

利用者及び保護者は、当施設に対し退所的意思表明をすることにより、いつでも入所利用を解除・終了することができます。

### （2）当施設からの解除

1. 利用者が要介護認定において自立又は要支援と判定された場合
2. 入所中定期的に実施されるカンファレンスにおいて、退所して居宅で生活できると判断された場合
3. 利用者の病状・心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な施設サービスの提供範囲を超えると判断された場合
4. 利用者及び保護者がサービス利用料金を3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
5. 利用者及びその家族が、当施設や当施設の職員又は他の利用者等に対して、サービス利用を継続しがたいほどの背信行為や反社会的行為を行った場合
6. 天災・災害・施設設備の故障やその他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

### （3）円滑な退所への支援

利用者及びその家族に対し適切な指導を行うと共に、利用者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、必要とされる以下の援助を速やかに行います。

1. 適切な病院又は診療所の紹介
2. 居宅介護支援事業者の紹介
3. その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

## 6 苦情の受付について

施設サービスの内容に関する要望や苦情の窓口を設置しています。

担当者：支援相談室 佐藤 浩子

電話 0172-65-4066

また、1階ロビーに備え付けられた「ご意見箱」も利用いただけます。

申し出があった際は速やかに対応します。

\*当窓口以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の苦情処理相談窓口にも申し出ることも出来ます。(電話 017-723-1336)

## 7 緊急時の対応について

利用者の容態等に変化があり、施設長（医師）の医学的判断により対診が必要と認められる場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

\*協力医療機関

・医療法人ときわ会 ときわ会病院

青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田2-1

・ときわさとう歯科医院

青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田9-24

## 8 事故発生時の対応について

施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者がお住まいの市町村、家族等に連絡すると共に、必要な処置を講じます。

## 9 非常災害時の対策

防災時の対応	被害を最小限にとどめ、利用者の安全を確保するよう自衛消防隊を編成し任務の遂行にあたる
防災設備	スプリンクラー、消火器、消火栓
防災訓練	基本訓練及び利用者含む総合訓練（各年1回以上）
防火責任者	総務職員



## 10 施設利用にあたっての留意事項

当施設の利用にあたり、利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

### 1. 持込の制限

原則としてペットや家電製品の持ち込みは出来ません。

### 2. 面会

面会時間は6時～21時です。1階ロビーに面会簿を準備していますのでご記入下さい。

\*食べ物をさし入れる場合は、必ず職員に届け出てください。

### 3. 外出・外泊

事前に申し出てください。

\*お盆・お正月等は家族交流を図ると共に、家庭における介護上の問題点を確認する上でも積極的にご協力頂きます。

\*施設利用中は、外泊時等の施設外受診は原則として出来ません。容態が不安なときは施設に連絡をとり指示を受けてください。但し、緊急時はこの限りでは有りません。受診時は受診先の窓口には必ず施設入所中である旨伝えてください。

### 4. 飲酒・喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙は出来ません。飲酒は原則的に禁止です。

### 5. その他

- ・職員や利用者に対し迷惑を及ぼすような営利活動、政治・宗教活動、勧誘は禁止します。
- ・多額の現金や貴重品の所持はご遠慮願います。紛失等、施設では責任を負いかねます。どうしてもという場合は、ご本人・ご家族の責任において管理するか、当施設総務にお預け下さい。引き換えに預り証を発行して管理します。
- ・施設の設備や備品の利用については、本来の用途にしたがって利用してください。故意又は不注意による破損や汚染については、自己負担により現状修復していただくか、相応の代価をお支払いいただく場合があります。